

教育目標『夢と潤いのある学校』



・夢・潤・

令和5年度  
学校だより 第8号

旭川市立広陵中学校  
令和5年12月1日

発行責任者 校長 千葉 雅樹

# 地域行事のお手伝い！！

校長 千葉 雅樹

11月19日（日）午後から、末広地域活動センター「あつま～る」を会場に「第2回  
あつま～る de 運動会」が行われました。

この活動は、末広ふれあいスポーツクラブと末広地域活動センター「あつま～る」の皆様、そして、末広地区市民委員会、末広東地区市民委員会の皆様が中心となって小学生以下の子どもたちを対象にした地域行事です。



情報交流を行うことを目的とした組織です。

この中で、陵雲小学校の学校運営協議会委員として出席されていた村田明光様から、この運動会のことを聞き、本校の子どもたちもボランティアとしてお手伝いをさせていただけたこととなりました。

当日、会場を訪れる本校の子どもたちが満面の笑みで私を迎えてくれました。また、中では、「校長先生の学校だより、毎回楽しみにしています！」という嬉しいお言葉をいただきたり、お世話になった元校長先生に会うことができたり、村田会長さんをはじめ、たくさんの方々とお話しすることができました。

運動会の中で、本校の子どもたちは、小学生以下の子どもたちのために競技のデモンストレーションをしたり、景品を配ったり、色々なお手伝いをしていました。

後日、役員の皆様からは、心あたたまるお礼の言葉をいただきました。地域の方々とのつながりが希薄になりがちな昨今、このような活動は、本校の子どもたちにとっても、いろいろな世代の人々との交流を通して、コミュニケーション能力を鍛え、豊かな心を育むことにつながると考えております。今後ともこのような活動に参加できたらいいな！

卓球部の諸君、ありがとうございました！そして、お疲れ様でした。  
今年も残り1ヶ月、皆様、どうかご自愛くださいませ。

この運動会に本校の子どもたちがボランティアとしてお手伝いをさせていただきました。

そのきっかけは、9月27日に本校で行われた「広陵中学校区コミュニティ・スクール交流会」です。

この会は、学校、保護者、地域の皆様が連携、協力し、「小中9年間を通して、子どもたちの健全育成を図る」ための



# いじめ未然防止の取組

広陵中学校では、2学期から週1回、朝読書の時間に「いじめに関するお話」を読む時間を10回程度設けています。1年生では「いじめられている君へ」2年生では「いじめている君へ」3年生では「いじめを見ている君へ」をテーマに多くの著名人の実体験や考え方につれることにより、いじめは絶対にあってはならないことであるという意識の向上を図っています。また、今年度、本市では、いじめ防止対策推進条例が新たに制定されたことを受け、小学校5年生以上の児童と中学生に向けて、条例に関する学習を実施し、いじめの問題に関する理解を深め、いじめの防止のために主体的に行動できる態度の育成を目指しています。本校では、12月の参観日に全学級でこの学習を公開する予定です。

旭川市では、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守るために、  
市が一体となっていじめの防止等に取り組んでいます

「いじめの防止等」とは、いじめを防ぐこと、いじめを早く見つけること、いじめに対応することです。



**旭川市 の役割**

- いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に行います。
- 学校の先生がいじめの防止等にすばやくかつ適切に取り組むために必要なことを考え、実行します。

(第4条 市の責務)

**児童生徒 の心構え**

お互いの尊厳を尊重し、他の児童生徒への思いやりをもって接します

いじめをしてはいけないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組みます

自分や他の児童生徒がいじめを受けたと思うときは、すぐに相談します

児童生徒が、自分と関わりのある児童生徒から嫌なことを言われたり、されたりして「嫌だな」「つらいな」と感じたら、それは、「いじめ」です。SNS、オンラインゲームなどインターネットを通じて行われる行為も含みます。

**学校 の役割**

- 学校全体でいじめの防止等に取り組みます。
- 児童生徒がいじめを受けていると思われるとき、学校いじめ対策組織で、すばやくかつ適切に対応します。
- 市長が行ういじめの防止等のための対策に協力します。

(第5条 市立学校の責務)

**保護者 の役割**

- 子どもがいじめを行うことのないよう、思いやりの気持ちを育てます。
- 子どもがいじめを受けていると思うときは、いじめから守り、学校や市などに相談します。
- 市や学校が行ういじめの防止等のための対策に協力します。

(第6条 保護者の責務)

**市民等 の役割**

- 見守ったり、声をかけたりするなど児童生徒と触れ合う機会を大切にします。
- 児童生徒がいじめを受けているときやいじめを受けていると思われるときには、すぐに市や学校などに相談または通報します。

(第8条 市民等の役割)

**【基本理念】**

いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であることを踏まえ、全ての児童生徒が安心して生活したり、学んだりできるようにし、学校の内外でいじめが行われなくなるようにしなければなりません。

(第3条 第1項)

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめをしないだけでなく、いじめを見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするために、児童生徒がいじめの問題について学び、理解を深めるようにしなければなりません。

(第3条 第2項)

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命や安全を守るために、市、学校、保護者、市民等、関係機関が連携して、児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、すばやく対応するとともに、いじめの問題を見脱すことを目指して行われなければなりません。

(第3条 第3項)

旭川市・旭川市教育委員会 令和5年10月発行 中学生向けリーフレットより

## 第2回避難訓練

今年度2回目の避難訓練は、地震を想定し、休み時間に実施しました。生徒は予期せぬタイミングでの緊急地震速報にも身の安全を確保し、放送の指示に従ってしっかりと避難することができました。実効性のある訓練ができたことは大きな成果です。

